

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年12月10日

【会社名】 株式会社LIFULL

【英訳名】 LIFULL Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 井上高志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地4

【電話番号】 03-6774-1603

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経営推進本部長 阿部和彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地4

【電話番号】 03-6774-1603

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経営推進本部長 阿部和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社LIFULL大阪支店  
(大阪市北区梅田三丁目3番10号)  
株式会社LIFULL名古屋支店  
(名古屋市西区名駅三丁目10番17号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2018年5月9日、オーストラリア証券取引所に上場しているオーストラリア会社法（以下「豪州会社法」といいます。）に従って設立されたMitula Group Limited（以下「Mitula」といいます。）の発行済株式（以下「対象会社株式」といいます。）の全部を取得することを目的として、当社の普通株式及び現金を対価とした豪州会社法に定めるスキーム・オブ・アレンジメントによりMitulaを完全子会社化する取引（以下「本件買収」といいます。）を実施するための契約（Scheme Implementation Deed）（以下、その後の変更も含み「SID」といいます。）を締結し、本件買収の対価の一部となる当社の普通株式を発行する予定であるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、2018年5月9日に臨時報告書を提出しており、その後2018年11月19日には本件買収において当社の普通株式による対価を受け取ることになるMitulaの株主に対して、割当比率調整用当社株式評価額（以下に定めます。）に0.084336を乗じた金額が0.80豪ドルを下回るなどの一定の条件（以下「本件変更の前提条件」といいます。）を満たす場合において、追加的に現金対価を支払うために、SIDの変更契約（以下「SID変更契約」といいます。）を締結し、これにより本件変更の前提条件を満たす場合には、当該臨時報告書の記載事項が変更されるため、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、2018年11月22日に臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、本件変更の前提条件に抵触せず、追加的に現金対価を支払う必要がなくなったため、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 [報告内容]

#### (3) 発行価格及び資本組入額

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

#### (3) 発行価格及び資本組入額

(訂正前)

発行価格：未定（現物出資財産の価額（以下に定める。）を上記(2)の「発行数」で除した金額（但し、小数点以下を切り捨てる。）とする。）。「現物出資財産の価額」とは、対象会社株式のオーストラリア証券取引所における最終取引日（以下「価額決定日」という。）の終値（当該日に終値がない場合には、その直前の終値）に、現物出資対象会社株式（以下に定める。）の数を乗じた金額（豪ドル建て）を、価額決定日のReserve Bank of Australia(以下「オーストラリア準備銀行」という。)が開示する日本円/豪ドルの為替レートにより円換算した金額とする。「現物出資対象会社株式」とは、上記(2)の「発行数」を0.084336で除し、株式対価割合（以下に定める。）を乗じた数の対象会社株式とする。

「株式対価割合」とは以下(a)又は(b)の算式にて計算される数値のうちいずれか大きい数をいう。

$$(a) \text{ 株式対価割合} = \frac{\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336}{0.8 \text{ 豪ドル}}$$

$$(b) \text{ 株式対価割合} = \frac{\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336}{(\text{本件割当比率調整用当社株式評価額} \times 0.084336) + (10 \text{ 百万豪ドル} \div \text{株式対価対象Mitula株式の総数})}$$

上記の算式で使用される「本件割当比率調整用当社株式評価額」とは、2018年12月7日を最終日とする10取引日の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（当該日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式のVWAPとするが、例外的に当社及びMitulaが当社普通株式の正常な価格を反映していないと合理的に合意する取引については除外して計算する。また、当社普通株式がいわゆる権利確定日より後に割当先対象会社株主に交付される場合には、いわゆる権利落ち日の前取引日までの各取引日のVWAPからその時点での予想配当金の額を減額する等の調整を行う。）を当該日のオーストラリア準備

銀行が開示する日本円/豪ドルの為替レートにより豪ドル換算した金額を加重平均した金額をいう。また、上記の算式で使用される「株式対価対象Mitula株式の総数」とは、割当先対象会社株主が保有する対象会社株式であり、本件スキーム・オブ・アレンジメントにおいて株式対価（Scrip Consideration）の対象となるものの総数をいう。

資本組入額：会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）を上記(2)の「発行数」で除した金額とする。

（訂正後）

発行価格：未定（現物出資財産の価額（以下に定める。）を上記(2)の「発行数」で除した金額（但し、小数点以下を切り捨てる。）とする。）。「現物出資財産の価額」とは、対象会社株式のオーストラリア証券取引所における最終取引日（以下「価額決定日」という。）の終値（当該日に終値がない場合には、その直前の終値）に、現物出資対象会社株式（以下に定める。）の数を乗じた金額（豪ドル建て）を、価額決定日のReserve Bank of Australia(以下「オーストラリア準備銀行」という。)が開示する日本円/豪ドルの為替レートにより円換算した金額とする。「現物出資対象会社株式」とは、上記(2)の「発行数」を本件割当比率（以下に定める。）で除した数の対象会社株式とする。「本件割当比率」とは、0.85豪ドル（以下「対象会社株式評価額」という。）を11.29豪ドル（以下「当初当社株式評価額」という。）で除した数（小数点第4位未満は四捨五入する。）である0.0753（以下「当初割当比率」とする。但し、本件割当比率は、本件スキーム・オブ・アレンジメントの対価を受領する権利が付与されるMitula株主が確定する日（Record Date）を最終日とする10取引日の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（当該日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式のVWAPとするが、例外的に当社及びMitulaが当社普通株式の正常な価格を反映していないと合理的に合意するものについては除外して計算する。また、当社普通株式がいわゆる権利確定日より後に割当先対象会社株主に交付される場合には、いわゆる権利落ち日の前取引日までの各取引日のVWAPからその時点での予想配当金の額を減額する等の調整を行う。）を当該日のオーストラリア準備銀行が開示する日本円/豪ドルの為替レートにより豪ドル換算した金額を加重平均した金額（以下「割当比率調整用当社株式評価額」という。）が、当初当社株式評価額である11.29豪ドルを下回る場合には、当初割当比率から、対象会社株式評価額である0.85豪ドルを割当比率調整用当社株式評価額で除した数（小数点第6位未満は四捨五入する。）（但し、当該数が当初割当比率の112%である0.084336を上回る場合は0.084336とする。）に上方調整され、割当比率調整用当社株式評価額が当初当社株式評価額の108%である12.1932豪ドルを上回る場合には、当初割当比率から、対象会社株式評価額の108%である0.918豪ドルを割当比率調整用当社株式評価額で除した数（小数点第6位未満は四捨五入する。）に下方調整される。

資本組入額：会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。）を上記(2)の「発行数」で除した金額とする。

以上